社団法人　全国軽自動車協会連合会の HP より

軽自動車の保管場所届出義務等の適用地域

都道府県名	第１段階 〔平成８年1月１日施行〕	第2段階 〔平成11年1月施行〕	第3段階 〔平成13年1月施行〕
北海道	*札幌市　函館市　旭川市		小樽市　室蘭市　釧路市　帯広市　北見市　苫小牧市　江別市
青森県		*青森市　八戸市	弘前市
岩手県		*盛岡市	
宮城県	＊仙台市		石巻市
秋田県	＊秋田市		
山形県		*山形市	鶴岡市　酒田市
福島県	郡山市　いわき市	*福島市	会津若松市
茨城県		*水戸市	日立市　土浦市　つくば市　ひたちなか市
栃木県	*宇都宮市		足利市　小山市
群馬県		*前橋市　高崎市	桐生市　伊勢崎市　太田市
埼玉県	川越市　川口市　所沢市　春日部市　草加市　越谷市　蕨市　戸田市　鳩ヶ谷市　朝霞市　志木市　和光市　新座市　八潮市　富士見市　上福岡市　三郷市　*さいたま市	上尾市	熊谷市　岩槻市　狭山市　深谷市　入間市
千葉県	*千葉市　市川市　船橋市　松戸市　習志野市　柏市　流山市　八千代市　鎌ヶ谷市　浦安市	市原市	木更津市　野田市　佐倉市　我孫子市
東京都	(*特別区)八王子市　立川市　武蔵野市　三鷹市　府中市　調布市　町田市　小金井市　小平市　日野市　東村山市　国分寺市　国立市　狛江市　東大和市　清瀬市　東久留米市　多摩市　稲城市　西東京市		青梅市　昭島市
神奈川県	*横浜市　川崎市　横須賀市　藤沢市　相模原市	平塚市　小田原市　茅ヶ崎市　厚木市　大和市	鎌倉市　秦野市　海老名市　座間市

新潟県	*新潟市		長岡市　上越市
富山県	*富山市		高岡市
石川県	*金沢市		小松市
福井県		*福井市	
山梨県		*甲府市	
長野県	*長野市	松本市	上田市　飯田市
岐阜県	*岐阜市		大垣市　多治見市　各務原市
静岡県	*静岡市　浜松市	沼津市　清水市　富士市	三島市　富士宮市　焼津市　藤枝市
愛知県	*名古屋市　豊橋市　岡崎市　豊田市	一宮市　春日井市	瀬戸市　半田市　豊川市　刈谷市　安城市　小牧市
三重県		*津市　四日市市	伊勢市　松阪市　桑名市　鈴鹿市
滋賀県		*大津市	彦根市　草津市
京都府	*京都市　長岡京市		宇治市
大阪府	〔*大阪市〕堺市　岸和田市　豊中市 池田市　吹田市　泉大津市　高槻市 守口市　枚方市　茨木市　八尾市　寝 屋川市　松原市　大東市　箕面市　柏 原市　羽曳野市　門真市　摂津市　高 石市　藤井寺市　東大阪市　四條畷市 交野市　大阪狭山市		冨田林市　河内長野市　和泉市
兵庫県	*神戸市　姫路市　尼崎市　西宮市 芦屋市　伊丹市　宝塚市　川西市	明石市　加古川市	
奈良県	*奈良市　大和高田市		橿原市　生駒市
和歌山県	*和歌山市		
鳥取県		*鳥取市	米子市
島根県		*松江市	
岡山県	*岡山市　倉敷市		
広島県	*広島市　福山市	呉市	東広島市
山口県		下関市　*山口市	宇部市　徳山市　防府市　岩国市
徳島県		*徳島市	
香川県	*高松市		
愛媛県	*松山市		今治市　新居浜市
高知県	*高知市		
福岡県	北九州市　*福岡市	久留米市	大牟田市

佐賀県		*佐賀市	
長崎県	*長崎市	佐世保市	
熊本県	*熊本市		八代市
大分県	*大分市		別府市
宮崎県		*宮崎市	都城市　延岡市
鹿児島県	*鹿児島市		
沖縄県	*那覇市		沖縄市
対象指数	126 市〔特別区を含む〕	38 市〔計 167 市〕	81 市〔計 245 市〕

注1〕*は県庁所在地を示す。

2〕東京都特別区及び大阪市については、平成 3 年 7 月 1 日に適用地域となっている。

3〕保管場所届出義務が適用される市の区域は、平成 12 年 6 月 1 日の区域とされている。
（その後の市町村合併により届出義務適用市と同一市になった市町村地域には、届出義務は適用されない）

4〕本表に示す市の名称は平成 13 年 12 月現在のもので、その後の市町村合併による変更は反映していない

第 1 段階　＋　第2段階　＋　第3段階

〔平成 8 年1月 1 日施行〕　〔平成11年1月施行〕　〔平成13年1月施行〕

が対象地域になっています。

※　変更になっている場合もありますので注意